

徳島県徳島市の移住支援事業



徳島市

移住
支援金

東京圏より
移住された方へ

单身 60万
2人以上 100万

※ 世帯員のうち
18歳未満1人につき100万加算

申込期限:原則として転入後1年以内
(就業日や世帯員の転入日によります。)

要件1 次のどちらかに該当されている方

直近1年間で、

- ① 東京23区に住んでいた方
- ② 東京圏(埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都(一部除く))に住んでおり、東京23区に通勤して

要件2 次のどちらかに該当されている方

直近10年間で、

- ① 通算5年以上、東京23区に住んでいた方
- ② 通算5年以上、東京圏(一部除く)に住み、東京23区に通勤していた

徳島市

移住
支援金

大阪圏より
移住された方へ

单身 30万 / 2人以上 50万

※ 世帯員のうち
18歳未満1人につき50万加算

申込期限:原則として転入後1年以内
(就業日や世帯員の転入日によります。)

要件1 直近1年間で、大阪圏(大阪府・兵庫県・京都府)に住んでいた

要件2 直近10年間で、通算5年以上、大阪圏に住み、大阪圏に勤務していた

徳島市

就職
応援金

大阪圏より
就職された方へ

单身30万

申込期限:卒業・修了日から1年以内かつ、
就業開始日から1年以内

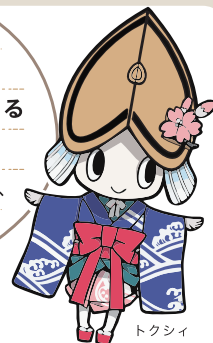
要件1 ○ 次の両方を満たす方

- ① 大学等の卒業・修了年度に、大阪圏に本部及びキャンパスのある大学等に在学し、卒業・修了した
- ② 直近1年間、大阪圏に住んでいた

東京圏、大阪圏から
移住されたみなさまへ
徳島市から支援金がもらえる

可能性があります!

要件に当てはまらないか、
ご確認くださいね!



トクシ

共通要件

● 次のいずれかに該当すること

- ① 「ジョブナビとくしま」で県が支給対象として掲載している求人の対象法人等へ就職した
- ② プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した
- ③ 自己の意思で移住し、移住元での業務を引き続き週20時間以上テレワークで行っている
- ④ 徳島県の「スタートアップ創出促進補助金」の交付決定を受けている
- ⑤ ①と②の両方を満たすこと

① 転入前に、徳島市移住促進事業のいずれか(徳島市ふるさとワーホリに参加・徳島市移住体験ツアーに参加・徳島市移住交流支援センターでの相談・移住交流センター公式LINEに登録した)を利用している

② 県内で農林水産・保育・福祉・介護・医療・運輸・地域交通・建設・観光・製造・商業に就業した

● 次の要件を満たすこと

- 徳島市に5年以上継続して、居住・就業(創業)する意思を有している

徳島市

地方
就職
支援金

東京圏より
就職された方へ

交通費

卒業・修了年度の選考面接に要した
往復交通費の2分の1 上限 42,800円

移転費

移転に要した実費 上限 108,000円

※各費用につき一人1回が限度。交通費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法による

移住元に関する要件

①大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の条件不利地域を除く東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業・修了していること。交通費は、在学中(卒業見込み)の場合も対象

②大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住していること

移住先に関する要件

①徳島市に住民票がある
※徳島県所在の企業に就職内定後、在学中の交通費の申請はこの限りでない

②申請時、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること
※在学中の交通費の申請は、申請時に、就業開始予定日前1年以内であること

③地方就職支援金の申請日又は就業開始日のいずれか遅い日から1年以上、徳島市に継続して居住する意思を有していること
※在学中の交通費の申請は、卒業後に裏面の要件を満たす企業等に就職し、徳島市に移住する意思を有していること

就業先に関する要件

- ①勤務地が徳島県内に所在すること
- ②勤務地が徳島県内に所在する企業等、移住元に関する要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること
- ③風俗営業等の規制及び務適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業者でないこと
- ④暴力団等の反社会的勢力又はと関係有する法人でないこと
- ⑤官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人除く)ではないこと

- ⑥就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務に就いている法人でないこと
- ⑦原則週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること
- ⑧徳島市を中心とした勤務を基本とする採用であること
- ⑨東京圏(条件不利地域を除く)へ勤務を前提としない採用であること
- ⑩在学中に交通費を申請する場合は、⑧⑨の条件に該当する者として採用予定であること

✈️ その他の徳島県徳島市の移住支援事業

住宅リフォーム 支援事業補助金



該当区域に移住し、
購入した中古住宅を
リフォームする工事費の
20%・30%を補助

居住促進区域移住
補助金額上限 20万円

中心市街地活性化区域移住
補助金額上限 30万

補助対象工事

- 次の要件全てを満たす工事
 - ①徳島市内に本店を有する法人又は徳島市内に住所を有する個人の施工業者に依頼して行う工事
 - ②補助対象となる工事費(消費税及び地方消費税を除く税抜き金額)が総額50万円以上である工事
 - ③この補助金の交付決定通知書を受け取った後に着工する工事(交付決定前に着工したは補助対象外)
 - ④この補助金実績報告書を令和8年3月2日(月曜)までに提出きる工事
- ※対象となる人・住宅の要件や工事内容等、詳細は市HPをご確認ください。

既存木造住宅 耐震化促進事業



平成12年5月31日以前に
建築された木造住宅の耐震診断
及び耐震改修費用を補助

補助対象工事費用の5分4
上限 120万円

感震ブレーカ設置費用として
10万円を上乗せ

※耐震診断:自己負担金無料

対象要件

地上3階建てまでの住宅であり、現在居住している又は居住する予定であること等

補助要件

診断時の評点1.0未満を1.0以上に向上させる工事であり、感震ブレーカ(分電盤タイプに限る)を設置すること等

※対象となる住宅の要件や詳細は 市 HPを御確認ください。

起業家育成資金 保証制度



徳島県信用保証協会の信用保証を付けた融資

相談窓口:保証協会・取扱金融機関
資金使途:事業の開始又は実施のために必要な運転資金及び
設備資金
融資金額:1企業者 3500万円以内
融資利率:年率2.25パーセント以内
保証料率:年率0パーセント
融資期間等:設備資金7年以内・運転資金 5年以内分割償還
(1年以内据置)
保証人・担保:必要に応じて徴求(原則とし第三者保証人は徴求
しない) 原則として無担保
取扱金融機関:阿波銀行、四国銀行、徳島大正銀行、徳島信用金庫
※融資対象者の条件等、詳細 は市 HPを御確認ください。

創業促進事業 補助金



新たに創業する事業者・創業後間もない
事業者を対象に創業等に係る経費の一部を補助

対象事業

- ・地域のニーズに応え、新商品や新サービスを提供するなど、地域に新たな需要を創出する事業
- ・市域外の需要獲得を目指す事業
- ・将来性・継続性の見込める事業など

対象経費(設備費のみ申請不可)

- ・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る費用
- ・広報活動費・店舗等借入費・設備費

助金額/補助率

- ・ 上限 30万円/3分の2以内

※募集期間・補助対象者の要件等、詳細は市HPを御確認ください

※上記、補助金等の制度は、予算がなくなり次第終了となりますので申請の際は必ず徳島市HP等で、受付状況等を御確認ください



徳島市移住交流支援センター

〒770-0834 徳島市元町1丁目24番地(アミコビル1階)

TEL 088-621-5083 E-mail tokusima@iju-tokusimacity.jp

